

人事・労務情報

2011年 6月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

5分で分かる! 「節電」と「就業規則」の関係

今夏は、東京電力及び東北電力の管内で、企業・家庭に対して大幅な節電が求められます。7月も近づき、日々、暑くなっています。節電対策にも真正面から取り組む必要が出てきました。今月は、節電となり得る労務環境の見直しと、それに伴う就業規則類の関係をまとめてみました。

節電対策	就業規則や労使協定の見直し
☆サマータイムの導入 ※涼しい時間帯に出勤するため、始業時刻を早める。(同時に終業時刻も早める。)	【 就業規則の変更 】 「始業、終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」を規定 ※規定されているケースが多いですが、まだの場合は就業規則を変更する必要があります。
☆土日に出勤して、平日に休む ※電力消費の少ない土日に集中して仕事をす。 (電話も鳴らず仕事ははかどる。)	【 就業規則の変更】 「休日を事前に振り替える場合がある。」と規定 ※こちらも規定されているケースが多いです。
☆夏季に休日を増やし、秋・冬季に減らす。 (年間休日数は同じ) ※暑い時季と寒い時季で休日を交換する。	【 就業規則の変更・労使協定の締結、届け出 】 ・就業規則に「1年単位の変形労働時間制」を規定 ・3ヶ月または6ヶ月程度の変形労働時間制 の 労使協定を締結して、労働基準監督署に届け出
☆残業や休日出勤を削減する。 ※オフィス稼働時間を短くして節電する。	規則類の変更等は特に必要無し。
☆1日2～3時間の在宅勤務を導入する。 ※出社6時間＋在宅2時間、などと組み合わせ、 オフィス稼働時間を短くして節電する。	【 就業規則の変更・機密保持規程の強化 】 ・就業規則に「在宅勤務を命じる場合がある。」と規定。また、セキュリティ面から機密保持規程を見直す。
☆週休3日にしたり、夏休みを増やす。 (年間休日数を増やす。) ※休日を増やし、電力消費を抑える。	【 就業規則と会社カレンダーを変更 】 ・就業規則の休日に「その他、会社で定める日」と規定。また、会社カレンダーを変更して休日を増やす。

※これらの規定は、就業規則ですでに定められている場合も多いですが、定めていない場合には変更が必要です。



貴社の節電対策を労働法のコンプライアンス面から支えます。
 「変形労働時間制の導入」や「在宅勤務の開始に伴う機密保持規程の見直し」
 などは、分かりにくい面もありますので、いつでもご相談ください。

田中